

## 職場のトラブル解決の ご相談は

お近くの特定社会保険労務士か、都道府県社会保険  
労務士会まで、お気軽にお問い合わせください。

社労士会

検索

•お問い合わせは

解雇や賃金引下げ、いじめなどによって、  
経営者と労働者の皆さまの間に生じる  
「職場のトラブル」は、  
大きな迷宮のようなもの。  
一度迷い込んでしまったら、  
解決のための道順を知らなければ  
大てはなかなか抜け出すことが  
できません。  
また、トラブル解決のための手続である  
「あっせん」や「調停」も、  
一般の方には  
難しい法律的な言葉や考え方が多いので、  
話し合いがうまくいかずに  
裁判になってしまったり、  
ストレスが溜まって病気になってしまったり…  
大きなリスクがいっぱいです。

## 特定社会保険労務士

職場のトラブルは、裁判になる前にスッキリ、  
ストレスなく解決しましょう！  
特定社会保険労務士が全面的にサポートします！

職場のトラブルを  
あなたに代わって解決します！

職場のトラブル  
迷い込んで  
しまったら…



全国社会保険労務士会連合会



# 特定社会保険労務士が「トラブル解決」まで、ご案内します。

職場のトラブルの迷宮からの脱出は、労働問題に関するADR（裁判外紛争解決手続）の専門家である「特定社会保険労務士」にお任せください。私たちは、依頼者の皆さまのお話をじっくり伺ったうえで、皆さまに代わってADRの手続を行い、ご安心・ご納得いただける方法によって、迷宮の出口である「トラブル解決」まで責任をもってご案内します。



## 「トラブル解決」への近道 ADRという 選択

職場のトラブルは、これまで裁判で解決するのが一般的でした。しかし、裁判には多くの時間と費用を要し、原則公開で行われます。また、当事者の間に「勝った」「負けた」の関係を生みだし、その後の円満な職場関係の回復を難しくしていました。そこで、最近では、裁判になる前、あるいは裁判によらない解決手段として、ADR（裁判外紛争解決手続）が活用されるようになってきました。このADRは、経営者と個々の労働者との間で発生するトラブル（個別労働関係紛争）を対象に、都道府県社会保険労務士会の「社労士会労働紛争解決センター」または都道府県労働局の「紛争調整委員会」が、当事者からそれぞれの意見を伺ったうえで、双方が納得できる和解案をお示しすることで、トラブルを解決するものです。

## 「簡易、迅速、低廉」に ADRの特徴

ADRは裁判に比べ、「簡易、迅速、低廉」に、トラブルを解決するための手続です。申立ての手続が簡単で、手続も原則1回程度で終了することを目的としています。また、非公開であることも大きな特徴です。更に、手続に要する費用も、手数料程度（詳しくは、「社労士会労働紛争解決センター」まで）ですので、気軽に利用できる手続として今後ますます活用されていくでしょう。

ADRの専門家

## 特定社会保険労務士

特定社会保険労務士は、労働問題の専門家である社会保険労務士が、更にADRに関する研修を修了し、かつ、国家試験に合格したADRの専門家です。豊富な経験と知識で依頼者（経営者もしくは労働者）の皆さまに代わってADRの手続を行い、トラブルを解決します。

依頼者のニーズにあわせて

### 特定社会保険労務士によるADR業務

- ① 申立てに関する相談及び手続
- ② 代理人として意見の陳述
- ③ 相手方との和解のための交渉及び和解契約の締結

### 経営者の方には・・・

職場のトラブルをADRで解決することで、裁判になった場合の企業イメージの低下や企業リスクを回避し、経営者の方が本来の業務に専念できるようにサポートいたします。

### 労働者の方には・・・

解雇やセクハラなど、深刻な職場のトラブルを個人で解決するのは、肉体的にも、精神的にも大きな負担になるものです。特定社会保険労務士は、依頼者の皆さまがご安心・ご納得いただけるように、トラブル解決まで親身になってサポートいたします。